

# 「国連安保理決議第1540号 ～歴史的な分析、実施の現状および将来の展望～」

ジェームズ・マーティン不拡散研究センター (CNS)  
Lawrence Scheinman教授 / Johan Bergenas 研究員

## 1 国際連合安全保障理事会決議第1540号とは

2004年4月に採択された国際連合安全保障理事会決議第1540号（以下、UNSCR 1540と呼ぶ）は、大量破壊兵器、関連物質およびそれらの運搬手段の取得または使用からもたらされる政治および社会秩序への脅威に対処するために講じられる一連の施策のひとつである。そのような事情を背景に、世界的不拡散体制を構成する条約、協定、合意および国連安保理決議のネットワークにUNSCR 1540が加わったことは重要な意味を持つ。現在、実施過程にある同決議は、テロ組織などの非国家主体が生物兵器・化学兵器・核兵器およびミサイルをはじめとするそれらの運搬手段を取得するのを阻止することを狙いつけている。

その目標を達成するために、UNSCR 1540はすべての国家に“核兵器・化学兵器・生物兵器およびそれらの運搬手段を開発、製造、取得、所有、輸送、移転または使用することを企てる非国家主体に対するいかなる形態の支援も差し控える”よう求めている<sup>1</sup>。この点について、同決議に盛り込まれた12項目中2項が極めて重要である。第2項は、すべての国連加盟国に、いわゆる大量破壊兵器（WMD）、それらの運搬手段および関連物質を“開発、製造、所持、製造、輸送、移転または使用する”非国家主体を刑事罰の対象として処罰することを視野に入れて国内法を制定ならびに施行するよう求めている<sup>2</sup>。第3項は、国家が確立ならびに維持する国内管理について詳述し、その中には“生産、使用、貯蔵または輸送において”WMD、それらの運搬手段および関連物質に対する説明責任および安全確保が含まれ

ている。また、第3項はWMDの“不正取引および不正仲介を探知し、抑止し、防止し、それらに対処する”ための物理的防護手段——国境管理および執行措置——のほかに、輸出、通過、積換、再輸出の管理、これらの活動に資する資金供給およびサービスの管理、最終需要者の管理、ならびにこの目的を達成するための法律の採択ならびに執行も求めている。

UNSCR 1540はいくつかの側面において他の不拡散体制メカニズムとは異なっている。第一に、UNSCR 1540は国家不拡散よりむしろ非国家主体に重点を置いている。第二に、UNSCR 1540は3種類のWMD—化学兵器・生物兵器・核兵器—をすべて対象としている。第三に、個別の兵器カテゴリーごとに国家行動を規定している最重要条約—核拡散防止条約（NPT）、化学兵器禁止条約（CWC）および生物兵器禁止条約（BWC）—とは対照的に、UNSCR 1540は多国間における交渉が行われなかったが、当時の国際連合安全保障理事会加盟15カ国による決定によってもたらされた<sup>3</sup>。第四に、国際連合憲章の第7章に基づいて採択されたUNSCR 1540はすべての国連加盟国に対して拘束力を有し、条約締結国に対して似ているが包括性に乏しい義務を課している既存の反テロ条約の域を超えている。第五に、NPTに基づく義務に違反する国家に的を絞った他の国連安保理決議（例えば、イランや北朝鮮に対する最近の制裁決議）とは対照的に、UNSCR 1540はWMDテロによってもたらされる全般的な世界的脅威を対象としている。

## 2 なぜWMDテロ決議なのか

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件を受

けて、世界中の多くの地域においてテロが国家および国際安全保障上の最重要議題として取り上げられるようになった。同時多発テロ事件を受けて、国連安保理は国連憲章の第7章に基づいて決議1373を全会一致で採択した。決議1373は、すべての加盟国にテロ組織への資金の流れを断つための措置を講じるよう義務づけている。WMDの取得を目論む非政府主体に加え、その後、続発するテロ事件を受けて、WMDとテロのつながりが浮き彫りになった。決議1373は事実上、UNSCR 1540の法律上の先例とみなすことができ、両決議はともにすべての国連加盟国に非政府主体によってもたらされる脅威に対処するための一連の一般義務を課している。

非政府主体によるWMD拡散や非政府主体へのWMD拡散に対処する緊急性を強調する別の展開は、パキスタンの核爆弾の父、カーン博士が数年間にわたって秘密の核闇市場を運営していたという驚くべき新事実であった。2007年7月に執筆した自著の中で、Peter Crail氏は、テロリストが“WMDや技術の受取人のみならず供給者にもなり得る”ことや“従来の国際WMD不拡散体制は、この種の拡散問題に対処するために編成されていない”ことをカーンネットワークが実証していると指摘した<sup>4</sup>。

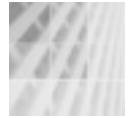
WMDテロに関する規則・規定を整備する取り組みの先頭に立っている米国は、多国間条約プロセスを追求しようとする試みにほとんど関心を示さなかった。ジョージ・ブッシュ政権は政権発足当初から多国間条約の策定が優先事項ではないとの立場を明確に示した。数ある中でも、ブッシュ政権は2002年に「弾道弾迎撃ミサイル制限条約」を破棄し、「生物毒素兵器条約」や「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」に関連する正式交渉を拒否した。代わりに、ブッシュ政権は外交政策目標を達成するために、より小規模な国家連合を設立することに重点的に取り組んだ。その代表的な一例が「拡散安全保障イニシアチブ」(PSI)である。実際に、PSIは初期の米国UNSCR 1540草案のための道標となった。要するに、テロの脅威についての認識の高まり、ブッシュ政権の多国間制度に関する条約回避やそれらへの依存回避、カーン博士の驚くべき新事実、非国家主体へのWMD拡散に対処する施策の欠如といったすべての要因が相互に絡み合ってUNSCR 1540の促進ならびに採択へとつながった。

### 3 実施の現状

UNSCR 1540は、国連加盟国間における同決議の実施状況に関して国連安全保障理事会に報告を行う目的で1540委員会を設置した。加盟各国は1540委員会に“この決議を実施するために講じている、または講じるつもり措置”を詳述した報告書を提出するよう求められた<sup>5</sup>。今日に至るまで、160カ国が実施状況を詳述した第1回報告書の提出を済ませており、1540委員会からの要求に応じて、多くの加盟国が実施に関する追加情報を提出している。2009年11月の時点で、32カ国が第1回報告書を提出しておらず、事実上そのすべてが発展途上国であった。

UNSCR 1540の実施は多くの国家にとって困難な作業となり得る。特に発展途上地域の国家にとって、UNSCR 1540の内容は日々の生活において対処しなければならない現実から大きくかけ離れているように見える。例えば貧困、HIV／エイズ、麻薬・人身売買、小火器・軽火器といった国内政情不安の問題がそれらの国家にとって優先的課題であるうえに、限られた人的資源・技術的資源・関連資源がそれらの問題に使い果たされてしまうため、それらの国家にとって二次的または三次的な課題を実施するために個別の措置を講じることは不可能である。要するに、多くの国家の場合、存続可能な市民社会を維持するために不可欠と見なされる問題のために政治的なエネルギーや乏しい資源が注ぎ込まれている。

加盟国からの報告書を受け取った時点で、1540委員会の専門家集団は各国による同決議の実施状況を見極めるために、提出された情報を分析する任務を負う。このプロセスを支援するために、1540委員会はUNSCR 1540の要求事項に照らして各国の達成度を記録するマトリックスを立案した。1540委員会による各国の達成度分析は公表されないが、概要報告書によれば、多くのUNSCR 1540施策に取り組んでいる国も中にはあるが、他の多くの国は同決議において求められるごく少数の措置しか遵守していないことが判明している<sup>6</sup>。しかし、委員会の専門家一人によれば、1540委員会は近年実施活動が飛躍的に活発化していることを確認しており、UNSCR 1540実施に弾みがついている兆しが見られるという。



## 4 過去および現在のUNSCR 1540実施課題

UNSCR 1540が採択された直後、同決議の正当性に関する疑問が浮上した。同決議が国際連合憲章の第7章に従って可決された結果、自動的に国連のすべての加盟国が拘束される形になっており、非安保理メンバーがこのプロセスに参加する機会が極めて限られている状況下において加盟国の実施義務事項を法制化していることに多くの加盟国が異議を唱えた。それらの加盟国は、安全保障理事会が総会の立法権を実質的に侵害しており、主権国家の条約締結権を無視していると感じた<sup>7</sup>。多くの加盟国は、総会における多国間条約または決議の交渉によって同決議の目的が達成されることを最優先するべきであると主張した<sup>8</sup>。さらに、多くの加盟国はUNSCR 1540における不拡散と武装解除とのバランスが欠如していると感じられることに苛立ちを表明した。

しかしながら、現在では、UNSCR 1540に対するこうした不満はほとんど聞かれなくなっている。1540委員会をそれぞれ2年と3年延長する後続の2件の決議、UNSCR 1673 (2006年)とUNSCR 1810 (2008年)が安全保障理事会によって可決され、いくつかの地域的機関がUNSCR 1540の目的を支持し、加盟国に同議決の実施を求める決議を可決している。さらに、2009年12月に外交的な1540委員会議長として知られるJorge Urbina国連大使は、効果的な実施に向けた初期の課題とされていた同決議の正当性の問題は解消されたとの声明を述べた。

実施に向けた他の課題は、一方では表現がいくぶん曖昧だと見なされている条項に関係し、他方では極めて要求の厳しい条項に関係したものである。例えば、多くの地域において同決議は輸出管理の法制化や執行などに関してUNSCR 1540を実施するために加盟国に“効果的で適切な措置”を講じるよう求めている。しかしながら、それ以上の詳しい説明がなされていないため、UNSCR 1540が対処する分野の多くにおいて事前の経験を積んでいない多くの加盟国は何を期待されているのかよく分からずにいる。しかしながら、特筆すべきは、1540委員会の専門家集団の活動からも分かるように、UNSCR 1540はより安全でより安定した世界に向けたビジョンであり、国内や地域の状況に基づいてそれらの条項の

実施方法を決定する各加盟国次第であるという点である。WMDまたはそれらを生産するための物質を保有していない加盟国はそれらの品目の安全性や安全保障を強調することはできないが、代わりに、自国の領土が非政府主体によって“通過国”として使用されないよう徹底させることに重点的に取り組むことができる。他の加盟国は、デュアルユース品目や実態の捉えにくい技術移転を防止する方法に関する民間セクターや学術機関の教育に重点的に取り組むことが必要かもしれない。

先に述べたとおり、多くの加盟国は同決議を効果的に実施するために必要な能力や資源を欠いている。一部の加盟国や地域では、UNSCR 1540は当初、競合する優先事項や同決議を首尾よく実施するにあたって必要な資源や能力が大きな足枷となって、政治的な勢いを得ることができなかった。現在では、程度の差こそあれ、さまざまな方法で実施すべき課題の多くへの取り組みがなされているが、多くの加盟国による同決議への遵守を徹底させるにあたって、引き続きUNSCR 1540を実施するための能力や資源の欠如が大きな障害となっている。

## 5 UNSCR 1540を実施するための国家・地域・国際協力

自助努力の域を超えて、国家がUNSCR 1540の実施に関して支援を得るために利用できる手段がいくつか存在する。1540委員会の専門家集団は、実施能力が限られている加盟国と、他国の実施活動への支援に関心を示している加盟国を結束させることができる情報交換の場を構築することを目的として、実施能力が限られている加盟国から支援要請を募っている<sup>9</sup>。1540委員会は国連軍縮機関 (UNODA) および主催政府とともに実施課題に直面している地域において定期的に啓蒙／意識向上セミナーやワークショップも開催している。例えば、2009年12月にエジプトは“輸出管理プロセスを管理する実務レベルでの国家能力を強化し、参加国間における情報および経験の共有を促進させる”ためにUNSCR 1540実施ワークショップを主催した<sup>10</sup>。2月上旬にケニアで開催された別の地域ワークショップでは数ある中でも生物分野における経験の共有および能力開発に重点が置かれた<sup>11</sup>。UNODA主催の以前に開催され

た同様のワークショップにはブラジル、カタール、バヌアツおよびコスタリカにおける会議が含まれている。

国際原子力機関（IAEA）や化学兵器禁止機関（OPCW）を含む専門知識を有する国際機関はNPTやCWC条約の義務を果たすために各国に支援を提供しており、その結果、UNSCR 1540実施の促進につながっている。欧州連合（EU）や欧州安全保障協力機構（OSCE）などの他の多国間団体はUNSCR 1540を実施するために加盟国を支援する措置を講じている。非政府組織（NGO）も同決議についての認識を高めるために個別の国または複数国からなる団体と連携をとりあって、実施のための法律上の助言や科学的な助言を与えたり、国境警備隊や輸出管理当局者などの実務者に研修を施したりしている。

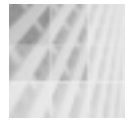
近年急激に勢いを増している、あるコンセプトがある。それは、地域的機関が加盟国間におけるUNSCR 1540の実施を促進するうえで重要な役割を果たすことができるというものである。国連憲章の第7章は、国際平和および安全保障分野の範囲内で地域的機関が適切な行動をとるための法的枠組みを定めている。UNSCR 1540実施プロセスにおいて重要な役割を果たす地域的機関および準地域的機関を支持する有力な記録が存在する。その所感は、つい最近の2人の1540委員会議長（Urbina国連大使とBurian国連大使）、多くの国連加盟国、後続の決議によって再確認された。例えば、2008年に1540委員会を3年延長したUNSCR 1810は、1540委員会に“決議1540の対象とされる分野における経験や学んだ教訓の共有を促進し（2004年）、かつ決議1540の実施の促進につながる可能性のあるプログラムの有用性に関して連絡をとりあうために、国家および関連国際機関、地域的機関および準地域的機関に積極的に関与する”ことを明確に奨励している<sup>12</sup>。さらに、UNSCR 1810は“1540委員会に決議1540実施の促進に関心のある加盟国、関連国際機関、地域的機関および準地域的機関に交流を図る機会を提供する”ことを求めている<sup>13</sup>。この題材を扱った書籍『決議1540の実施：地域的機関の役割』（Implementing Resolution 1540: The Role of Regional Organizations、2008年）は、地域的機関はUNSCR 1540実施に関して効率性、正当性、信頼

性を提供すると結論づけている<sup>14</sup>。共通の関心や懸念に基づいて団結した同じ考えを持った国々を構成メンバーとするこれらの地域的機関は、地域の優先事項、長所、短所を認識しているため、効果的に資源を蓄積し、実施経験を共有し、支援が必要とされる状況を特定し、さらに加盟地域の内部および外部の潜在的な協力者を正確に特定することができる。要するに、加盟国がUNSCR 1540の実施を試みる際に有効利用できる支援を複数の供給源から獲得することが可能になる。

## 6 1540実施の最近の進展と次なる段階

能力や資源の欠如に起因するUNSCR 1540実施面の課題は存続するが、ここ数年、UNSCR 1540を実施する取り組みが勢いを増しているのは間違いない。注目に値する数少ない最近の進展のひとつとして、生物兵器拡散を防止するための法規制の起草を含む生物兵器活動を禁止する草案を、1月にパキスタンの連邦内閣が支持したことが挙げられる<sup>15</sup>。パキスタンはUNSCR 1540に猛反発していた国の一つであったため、これは大きな進展である。さらに、ボスニア・ヘルツェゴビナは生物・化学攻撃への対抗手段として2009年6月に“CBRNテロに対する実施プログラム”を打ち出した一方で、タイはデュアルユース物質のためのガイドラインとしてEU規制品目リストを用いた核関連物質管理に関して多様な法律を承認している<sup>16</sup>。世界屈指の通行量を誇る貿易港を有するシンガポールは、取り組みの重点を産業界への体系的啓蒙活動を含む輸出管理およびサプライチェーンに置いている<sup>17</sup>。

輸出管理については、もうひとつ言及しておかなければならないことがある。不拡散の強化を目的とした戦略物資貿易を管理するための包括的な措置は、とりわけ発展途上国にとって自国の開発目的や経済成長に対する制約と見なされる可能性がある。かつて、コフィー・アナン前国連事務総長は「開発なしの長期的な安全保障は存在せず、安全保障なしの開発は存在しない」と所見を述べた。輸出管理を視野に入れて開発と安全保障の間の共通基盤を見つけることは決議1540によって提起される重要な課題のひとつである。貿易における拒絶や抑制という観点から輸出管理への重要性を捉える傾向がある。し



かし、貿易や商取引を強化し、経済成長および開発を促進する機会という観点から捉えることも可能であり、そのように捉えるべきである。効果的な輸出・通過・積換管理が実施されれば、国際商取引の繁栄が可能になり、そうすることで、自国経済の成長、より高い開発レベルへの到達、生活水準の向上、国際商取引の本流への参加に関して加盟国の利益をかなえることが可能になる。解決の糸口は、安全保障を損なうことなく、特に非政府主体の大量破壊兵器の物質・機器・技術の不正取引能力を抑制しながら、輸出管理が貿易の促進につながるよう徹底させるために突きつけられた課題を認識し、総合的に一地域のかつ国際的に一取り組んでいく加盟国自身に潜んでいる。

UNSCR 1540遵守に向けて進展が見られるにもかかわらず、Urbina国連大使は前記の所見の中で、1540委員会の有効性の妨げとなっている構造的な課題についても言及した。Urbina国連大使は、1540委員会の仕事量が増えていることが、この数年間の実績を超える進展を実現していくうえでの障害となっていることを強調した。1540委員会の任務は啓蒙活動、見直し、技術援助、得られた教訓を活用する活動を盛り込むために拡大されているが、これらの新たな責務に付随する新たな手段や資源がもたらされていない。数ある中でも、Urbina国連大使は仕事量の過負荷を軽減するために1540委員会専門家の新規雇用を提言した。

最後に、バラク・オバマ米大統領の選出がUNSCR 1540実施に与える影響を評価することは困難である。先に述べたとおり、各加盟国はUNSCR 1540を実施するための最良の方法を単独で決定しなければならない。しかしながら、オバマ大統領は武装解除を最終目標として設定し、外交政策議題の重要な部分を占める不拡散および武器管理を実施しており、それが世界中に波及効果をもたらす可能性がある。オバマ大統領の議題は最初の任期が終了する前に世界中の攻撃を受けやすい核分裂性物質備蓄の安全保障を確保する独自の目標であり、国際的なUNSCR 1540実施に直接的な影響を与える可能性がある。その目標が達成された場合に、UNSCR 1540の全面的実施に向けての大きな一歩となるであろう。2010年4月に、オバマ政権はワシントン・サミットで核安全保障問題について協議するために約40

カ国の首脳を迎え入れ、この目標に向けての最初の実質的な第一歩を踏み出すことになる。

## 7 結論

結論を述べれば、UNSCR 1540の実施は多くの国家にとって包括的な困難な作業であり、すべての国が全面的に遵守するようになるには数十年とは言わないまでも、数年はかかると思われる。最大の懸案事項は我々がたどっている進路である。この施策の究極の目標を心に留めておくことが大切である。すなわち、世界規模の安全保障ネットワークの脆弱な点を回避し、WMDの取得をもくろむテロ組織につけ込まれないようにすることである。コフィー・アナン前国連事務総長が退任する前に、「今日の世界において、我々ひとりひとりの安全保障は他のひとりひとりの安全保障にリンクしている」と声明を述べた。したがって、最高レベルのUNSCR 1540実施を保証するために自国の権限の範囲内にあるものを実施することがあらゆる国にとっての得策となり、それが自国のためになるだけでなく、他国のためにもなるのである。

### 注釈

<sup>1</sup> UN Security Council, Resolution 1540 (2004), S/Res/1540, Operative Paragraph (OP) 1, April 28, 2004.

<sup>2</sup> UN Security Council, Resolution 1540 (2004), S/Res/1540, OP 2, April 28, 2004. OP 2 also covers those individuals and groups who assist or finance aforementioned activities.

<sup>3</sup> It must be noted that various drafts of the resolution was circulated to a broader group of states and sessions were held in the UN Security Council, including non-UN Security Council states.

<sup>4</sup> Peter Crail, "Implementing UN Security Council Resolution 1540: A Risk-Based Approach," *Nonproliferation Review*, No.13, July 2006, p.355.

<sup>5</sup> UN Security Council, Resolution 1540 (2004), S/Res/1540, OP 4, April 28, 2004.

<sup>6</sup> Dr. Richard Cupitt, UN 1540 Committee expert speaking before the 10th Annual International Export Control Conference, June/July 2009, Istanbul, Turkey.

<sup>7</sup> The following states raised concerns about the Security Council's role as a legislator compared to an enforcer as is the case with, for example, the NPT: Pakistan, Indonesia, Islamic Republic of Iran, Egypt, Mexico, Lichtenstein, Nepal, Namibia, Brazil, and South Africa.

<sup>8</sup> During Security Council meetings leading up to the resolution's passage and in their reports to the 1540 Committee the following states have raised concerns with

UNSCR 1540 not being negotiated in a multilateral forum or called for such negotiations: Algeria, Chile, Benin, Peru, New Zealand, India, Singapore, Switzerland, Cuba, Indonesia, Egypt, Malaysia, speaking on behalf of the Non-Aligned Movement, Republic of Korea, Jordan, Liechtenstein, Nigeria, Namibia, Kuwait, Pakistan, Brazil, and Libyan Arab Jamahiriya.

<sup>9</sup> Assistance request forms can easily be found and downloaded on the UNSCR 1540 Committee website at <http://www.un.org/sc/1540/assistanctemplate.shtml>

<sup>10</sup> The workshop was held from December 7-10, 2009 with financial support from the European Union and the Governments of Norway and the United States. Officials from the Republic of the Congo, Democratic Republic of the Congo, Egypt, Ethiopia, Ghana, Kenya, Libya, Mauritania, Morocco, Nigeria, South Africa, Sudan, United Republic of Tanzania and Uganda, as well as representatives from a number of international, regional and sub-regional organizations, were invited to participate. [http://www.unic-eg.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=333:egypt-to-host-united-nations-workshop-on-implementing-security-council-resolution-1540-2004-in-cairo&catid=1:latest-news&Itemid=71](http://www.unic-eg.org/index.php?option=com_content&view=article&id=333:egypt-to-host-united-nations-workshop-on-implementing-security-council-resolution-1540-2004-in-cairo&catid=1:latest-news&Itemid=71).

<sup>11</sup> The Kenya workshop was held in Nairobi between February 2-4, 2010 and was jointly organized by the government of Kenya and the United States, in cooperation with the United Nations Office for Disarmament Affairs. Invited to participate in the event were officials from the Governments of Algeria, Botswana, Burkina Faso, Cameroon, Democratic Republic of the Congo, Congo, Egypt, Ethiopia, Gabon, Ghana, Kenya, Libya, Mali, Morocco, Nigeria, Senegal, South Africa, United Republic of Tanzania, Tunisia and Uganda.

<sup>12</sup> UN Security Council, Resolution 1810 (2008), S/Res/1810, paragraph 11.d, April 25, 2008.

<sup>13</sup> UN Security Council, Resolution 1810 (2008), S/Res/1810, paragraph 11.e, April 25, 2008.

<sup>14</sup> Dr. Lawrence Scheinman, editor, *Implementing Resolution 1540: The Role of Regional Organizations*, published by the United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR) through a joint venture with the Monterey Institute of International Studies. Johan Bergenas authored one of the book's chapters.

<sup>15</sup> The Biological and Toxin Weapon Convention Bill, 2009, <http://www.bioprepwatch.com/news/211539-pakistan-moves-to-ban-bioweapons>.

<sup>16</sup> EU Annex I to Regulation 428/2009, List of Dual-Use Items and Technology [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/september/tradoc\\_140595.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/september/tradoc_140595.pdf).

<sup>17</sup> UN Security Council, Meeting Summary, October 2, 2009. <http://www.un.org/News/Press/docs/2009/sc9758.doc.htm>.

## Lawrence Scheinman 氏

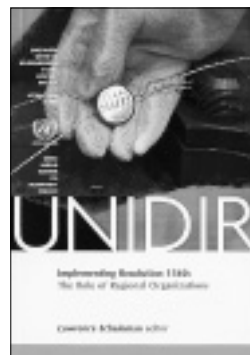
不拡散・軍備管理及び原子力協力に関する国際関係論の著名な専門家。国際原子力機関（IAEA）に特別アシスタントとして勤務（1986年～1988年、1991年）。その後、コーネル大学で米エネルギー省の不拡散・平和研究プログラムに関するアソシエイトディレクターを経て、現在はワシントンにあるジェームズ・マーティン不拡散研究センター（CNS）教授、およびジョージタウン大学のジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所客員教授。

2010年1月に開催された第17回アジア輸出管理セミナーでは招聘者として講演。

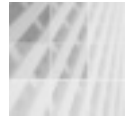
---

### 〈本紹介〉

#### 「Implementing Resolution 1540」



本誌124号の書評コーナーで詳細を紹介しています。



## 初心者のためのミニ解説

- ◆ 国連イチゴーヨンマルって何？
- ◆ 日本の輸出管理とどう関係があるの？



## 国連安保理決議1540号とは？

「先生一、国連イチゴーヨンマルって何ですか？」

「そんなことも知らないのかね・・・。輸出管理をやる上でジョウシキじゃ！正式名称は、『国際連合安全保障理事会決議1540』、英語では、『United Nations Security Council Resolution 1540』。UNSCR1540とも略されるんじゃ。」

「何だかいかつい感じがしますね・・・。いつ、採択されたんですか？1540年？」

「ブー！！その頃は日本は室町時代じゃ(笑)。これは、2004年4月28日に国際連合安全保障理事会で採択されたもので、輸出管理上、かなり大事な取決めなんじゃよ。」

「どういう意味ですか？」

「遡ること3年前、2001年に世界同時多発テロが起こったことはまだ記憶に新しいことじゃろう。その後の主要国サミットや国連の場で、輸出管理の強化が叫ばれ、税関の監視、不審船監視等の取決めが行われたんじゃ。」

「なるほど。」

「そして、2004年には、国連安保理決議1540号が採択された。これはすべての国連加盟国に対し、テロリストらへの機微貨物・技術の流出を防止するよう義務づけたものなんじゃ。」

「・・・という、かなり重要な取決めってわけですね！」

「そう。具体的には、不正取引・仲介の抑止、輸出・通過・積換・再輸出に関して適切な法令を確立するよう求められておる。」

「つまり日本もその取決めに基づいて法制度を確立しなけ

ればならないと・・・。ここ4、5年でだいぶ日本の輸出管理関連法令は変わりましたが、その流れなんですわね！」

「その通り。よく分かっておる。現在の輸出管理で定められている貨物や技術の仲介貿易取引もここが発端じゃ。」

「1540号以外にも1874号や1718号がありますね。」

「そう、他にはイランや北朝鮮をはじめとする特定国に対する制裁もあるんじゃ。それも、国際協調という形をとったり、我が国単独の制裁であったり、内容は様々なんじゃ。輸出だけでなく輸入を禁止する場合もあるし、資産凍結措置をとる場合もある。」

「1540は採択されたらそれで終わりなんですか？」

「いや、そうではない。国連では毎年、会合を開いており、各国は同決議の履行について、安保理に設置された『1540委員会』に対して報告を求められるのじゃ。専門委員などもおる。」

「へえ・・・知らなかった。」

「現在もなお国際協調の程度や各国の執行力の程度については足並みが揃わなかったりと、課題が満載となっているようじゃ。いずれにせよ、武器そのものを含め、軍事転用可能な民生用の製品・技術などが、大量破壊兵器の開発を行っている国家やテロリスト(非国家主体)の手に渡らないように阻止するのに必死、ということじゃ。」

「なるほど。ありがとうございました。」

### ◆ インフォメーション

● CISTEC 輸出管理基本情報<経済措置> \* 経済制裁関連リンク集も充実！  
([http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin\\_keizaiseisai/index.html](http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin_keizaiseisai/index.html))

● スタンレー財団 Resolution 1540: At the Crossroads (<http://www.stanleyfoundation.org/articles.cfm?ID=592>)  
— Implementing United Nations Security Council Resolution 1540: The Role of Regional Organizations  
今月号の海外寄稿執筆者 Dr. Lawrence Scheinman (Monterey Institute of International Studies)

